

1. 組織名

日本機械輸出組合

2. 提出意見①

該当する交渉分野

原産地規則

意見

機械類(及び部材)の原産地規則については、HSコード4桁(CTH)レベルの関税番号変更基準または付加価値40%基準の選択性(co-equal rule)を要望する。しかしながら、一部の機械類(その部分品を含む)については、HSコード6桁(CTSH)レベルの関税番号変更基準の適用が望ましいものがある。HS85類(機械類)の製品は、4桁レベルの関税番号変更基準でFTAの活用ができるようになるものが多いが、HS8518(マイクロホン、スピーカー、ヘッドホン等及び部分品)に関しては、6桁レベルの関税番号変更基準が必要になる。ASEAN自由貿易地域(AFTA)ではその問題が残っており、NAFTAでは現在、HS8518の原産地規則の変更について議論されていると仄聞するところ、TPPでは当初より、HS8518に関して、6桁レベルの関税番号変更基準が選択できるようになることを要望する。HS8518は、85類の他の項と異なり、8518内に部分品を含むため、6桁レベルの関税番号変更基準の採用が望ましい。